

固定資産諸台帳の縦覧制度について

縦覧制度とは、ご自分の資産の今年度の評価額が、適正かどうかを判断していただくために設けられています。

「土地価格等縦覧簿」には、土地の所在・地番・地目・地積及び価格を、「家屋価格等縦覧簿」には、家屋の所在・家屋番号・種類・構造・建築年・床面積及び価格を記載しています。国東市では、パソコン画面で確認する方式を採用しています。

縦覧期間中に限り、ご自分の名寄帳を無料で取得できます。(期間外は300円で取得できます)

【縦覧できる人】 納税者本人・代理人(委任状が必要です)

【縦覧場所】 市役所税務課・各総合支所地域総務課

【縦覧期間】 4月3日(月)～5月31日(水)※土・日・祝日除く

【縦覧に必要なもの】 印鑑・身分証明書

※名義人(ご本人)以外の方が窓口に来られる場合は、別にご持参いただく書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

平成29年度の軽自動車税「減免」のお知らせ

身体(精神)に障がいがある方が所有する軽自動車の税金は、一定の要件を満たす場合、申請により減免することができます。

【申請期間】 4月3日(月)～5月31日(水)まで ※この期間以外での受付はできません

減免を受けることができる自動車は、障がい者一人につき1台のみです。

※普通自動車で税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられません。

昨年度、減免を受けた方も毎年度申請が必要です。申請には次の書類等が必要です。

◎申請書・通院等の証明書(市役所税務課・各総合支所地域総務課の窓口を設置)／◎身体障害者等の手帳／◎自動車検査証／◎運転免許証／◎印鑑／◎マイナンバー(個人番号)カード・委任状等

※障がいの等級などによっては、減免の対象とならない場合があります。

平成29年度の三輪以上の軽自動車税の税率

車種区分	新車 新規登録	平成27年度4月1日以降に初度検査を受けた軽自動車				平成27年3月31日までに 初度検査を受けた軽自動車	
		標準税率	グリーン化特例【軽課】 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに 初度検査をした車両(取得の翌年度分に限る)		初度検査 から13年を 超える	初度検査 から13年を 超えない	
三輪	種類	三輪以上の 軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車 (ガソリンを内燃機関の燃料とする)		電気自動車 天然ガス 自動車	三輪以上の軽自動車	
	排出ガス性能	グリーン化特例対象性能外 及び経年車	平成17年排出ガス基準75%低減達成車		基準なし	—	—
	軽減税率等	軽減(軽課)なし	25%軽減(軽課)	50%軽減(軽課)	75%軽減(軽課)	重課	重課以外のもの
三輪	燃費性能	グリーン化特例対象性能外 及び経年車	2020年度(平成32年度) 燃料基準達成車	2020年度(平成32年度) 燃料基準+20%達成車	基準なし	—	—
	年税額	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	4,600	3,100
四輪以上 【乗用】	燃費性能	グリーン化特例対象性能外 及び経年車	2020年度(平成32年度) 燃料基準達成車	2020年度(平成32年度) 燃料基準+20%達成車	基準なし	—	—
	年税額【営業用】	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円	8,200	5,500
四輪以上 【貨物】	燃費性能	グリーン化特例対象性能外 及び経年車	2020年度(平成32年度) 燃料基準達成車	2020年度(平成32年度) 燃料基準+20%達成車	基準なし	—	—
	年税額【営業用】	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円	4,500	3,000
四輪以上 【貨物】	年税額【自家用】	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円	12,900	7,200
	年税額【自家用】	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円	6,000	4,000

※初度検査(最初の新規検査)とは⇒今まで車両番号(ナンバープレート)の指定を受けたことのない軽自動車(新車)を使用するときに受ける検査です。自動車検査証に「初度検査年月」として記載されます。

◎平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初度検査をした三輪以上の軽自動車のうち、排出ガスや燃費の性能に応じてグリーン化特例(軽課)が適用され、軽自動車税が軽減されます。ただし、軽減の適用は取得の翌年度分の軽自動車税のみです。

◎平成27年3月31日までに初度検査を受けた三輪以上の軽自動車については、初度検査から13年を超えた経年車が重課となり、重課以外の経年車が平成27年度の税率(旧税率)のまま据え置きとなります。

★平成29年度課税の重課対象:平成16年3月31日以前に初度検査をした三輪以上の軽自動車(自動車検査証に記載の初度検査年月が「平成16年3月」以前である)。

問合せ 税務課 ☎0978-72-5156

税務課から納税と制度のお知らせ

市税等の納付は、安心・便利な口座振替をご利用ください

国東市では、納付のために金融機関等へ出かける必要がなく、「つい、うっかり」の納め忘れを防ぐ安心で便利な口座振替を推進しています。

■口座振替の手続き(下記の金融機関の窓口で備え付けの申込書を提出してください)

国東市役所へ下記の金融機関から毎月月末までに、審査が完了した受付済の申込書が届いた場合、その翌月から口座振替を開始します。なお、金融機関での審査には時間を要します。手続きは余裕をもって行ってください。平成29年度の振替日は下記の納期限一覧のとおりです。

◎固定資産税と軽自動車税の①期分(前期)を口座振替する場合は、4月末までに市役所へ金融機関から申込書が届くよう、振替科目に間違いがないかご確認のうえお早めに手続きをお願いします。手続きには①通帳②届出印を持参してください。

※次の金融機関で口座振替をご利用いただけます。大分銀行/豊和銀行/大分県信用組合/九州労働金庫/大分県農業協同組合/大分県漁業協同組合/ゆうちょ銀行(全国でご利用いただけます)

■軽自動車税を口座振替された方へ

平成29年度の軽自動車税は、納期限の5月31日(水)に口座振替を行います。納税証明書(継続検査用)は、口座振替の処理後、6月中旬に送付します。

※平成29年5月31日(水)から6月5日(月)にかけて自動車検査(車検)の有効期間が満了する方は、前年度の納税証明書をご利用のうえ、その有効期限である平成29年5月30日(火)までに車検を受けてくださるようお願いいたします。車検は有効期間の満了する日の1ヶ月前から受けることができます。

【平成29年度の納期一覧】

市税・保険料(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)納期一覧表

科目	徴収月 納期限											
	5月 5月31日 (水)	6月 6月30日 (金)	7月 7月31日 (月)	8月 8月31日 (木)	9月 10月2日 (月)	10月 10月31日 (火)	11月 11月30日 (木)	12月 12月25日 (月)	1月 1月31日 (水)	2月 2月28日 (水)	3月 4月2日 (月)	
個人市県民税 (普通徴収)		①期 全期		②期		③期			④期			
固定資産税	①期 全期				②期			③期		④期		
軽自動車税	全期											
国民健康保険税 (普通徴収)			①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	⑨期	
介護保険料/65歳以上 (普通徴収)		①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	⑨期	⑩期	
後期高齢者医療 保険料/75歳以上 (普通徴収)			①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期		

※口座振替日は各月の月末(納期限)です。月末が土・日・祝日の場合は翌営業日(翌月の月初め)となります。12月は25日が納期限です。記帳等により定期的に指定口座の残高等について確認をお願いします(残高不足のときは振替できません)。

★市税等は必ず納期におさめましょう。納期内であれば、全国のコンビニエンスストアでも納付できます。コンビニでは土・日・祝日や夜間でも24時間納付ができます(手数料は無料です)。